

東御市 SDG s 庁内推進指針

令和 2 年 3 月 1 日施行

1 指針策定の背景

2015 年（平成 27 年）9 月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、“誰一人として取り残さない（leave no one behind）”を基本理念とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される持続可能な開発目標（SDG s）が示されました。

これらを受け、国では 2016 年（平成 28 年）12 月、SDGs を全国的に実施するためには、広く地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進する必要があるとして「持続可能な開発目標（SDG s）実施方針」を策定し、SDG s 達成に向けた取組みの促進と SDG s を原動力とした地方創生の深化に取り組む方針を示しました。

このため市では、SDG s の推進にあたっては、その理念や考え方が第 2 次東御市総合計画とリンクする部分が多いことから、2019 年（平成 31 年）4 月を始期とする後期基本計画において SDG s 17 のゴールを施策に関連付け、SDG s の視点を反映させるとともに、後期基本計画に掲げる施策の推進によって SDGs 目標の達成を目指すものとしています。

自治体が SDG s に取り組む意義

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要となります。

自治体において SDG s を活用することで、客観的な自己分析による特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策推進の全体最適化が実現します。

また、自治体と各ステークホルダー間において、SDG s という共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現します。

SDG s の達成に向けた取組みを通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となります。

出展：内閣府 地方創生推進事務局「はじめよう地域の未来へ自治体 SDG s」より抜粋

2 指針策定の趣旨

この指針は、SDG s の推進にあたっての視点や手法等の基本的な考え方を示すことにより、全庁的に SDG s の理念や意義の認識を深めることはもとより、職員が常に SDG s に示される 17 のゴールと 169 のターゲットを意識することによって政策形成能力の向上を図り、もって持続可能なまちづくりの実現につなげるために定めるものです。

持続可能なまちづくりの実現

◆ 政策推進の全体最適化

施策実現のために実施する事務・事業の重点化や優先順位付けをする際の新たな“気付き”と事務・事業の展開を検討する際の新たな“アイデア”の創出

◆ パートナーシップの深化

地域課題の解決にあたって、SDG s の名のもとに地域の多様なステークホルダーの参画を得て課題解決にあたる連携の創出

3 SDG s 推進の基本的方向と取組みの視点

(1) 基本的方向

① 総合計画 53 施策との紐づけ

総合計画で明らかにした 53 施策は、すべて SDG s の 17 のゴールに紐づけ、目標認識を明らかにします。

② 実施計画、重点事業との紐づけ

施策を計画的かつ効率的に実施するための各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示す「実施計画」事業や年度単位に示す「重点事業」もすべて SDG s と関連付けを行い、目標認識を明らかにします。

③ 個別計画との紐づけ

総合計画の基本計画に沿って各分野別に個別に定める計画にあつては、計画の策定又は改定等にあたり、SDG s の要素を最大限反映することとします。

(2) SDG s 推進にあたっての視点

職員一人一人が SDG s の趣旨を十分理解したうえで、“誰一人として取り残さない社会の実現”と“持続可能なまちづくり”を強く意識し、関係する部局の密な連携によって施策・事務事業に取り組めます。

視点：「市民サービスの向上」

SDG s の理念である「誰一人取り残されない包摂的な社会をつくる」とは、自治体に置き換えると市民の QOL（生活の質）向上にあり、“市民にとって暮らしやすいまちづくり”の実現にあります。そのため、「市民サービスの向上」を常に念頭に置いて施策・事務事業を組み立て、実践していきます。

4 SDG s 推進の方策と体制

(1) 推進方策

① SDG s 視点から総合計画を評価する

“総合計画の推進を図ることで、SDG s の目標達成に資する”としていますので、総合計画における「施策の成果指標」を用いて、SDG s の達成にどう貢献したのかを計測・評価し、PDCA サイクルを回していきます。

⇒ 「6 東御市における SDG s 指標と事務・事業の推進」参照

② SDGs の普及啓発と情報発信を行う

市民、企業、団体等の多様なステークホルダーが SDG s を理解し、共に行動することを促進していくため、各部局では事務・事業の実施やイベント等の開催にあたっては、常に SDG s に関する情報を発信するとともに、市民向けの広告物等への SDG s の個別アイコンの表示や必要に応じてコメントを付すことを基本として取り組み、市民等への理念の普及と関心を高めていきます。

③ 多様なステークホルダーと連携する

施策・事務事業の展開にあたっては、市民、企業、団体等の地域の多様なステークホルダーとの連携を図ることはもとより、多様なステークホルダーの主体的な取り組みも支援することにより、市民参加型の SDG s を推進します。

また、国では「地方創生 SDG s 官民連携プラットフォーム」^{注1)} が設立されていますので、事業実施にあたっては、マッチング機能を有効に活用していくものとします。

(2) 推進体制

SDG s に関する取り組みは、総合計画に基づく各施策・事務事業等を通じて推進を図るため、総合計画の進捗管理手法と同様、副市長、部長及び市長が指名した職員で構成される東御市行政評価委員会を活用し、関係部署相互が緊密な連携を図り取り組みます。

また、企画振興課では県や関係機関と連携しながら、SDG s に関する研修会やセミナーの企画立案や調整、内外への情報提供に取り組みます。

(3) 長野県との連携

長野県は、SDG s 達成に向けて優れた取り組みを提案する「SDG s 未来都市」として、平成 30 年 6 月、他の 28 自治体とともに、全国で初めて選定されています。

県では現在、公・民・学のパートナーシップによる「信州デザインセンター」を開設し、広域的な視点、多角的な視点、専門的な視点で市町村のまちづくりの支援に取り組むとともに、「信州 SDG s 推進プラットホーム」^{注2)} の立ち上げを予定しています。

注1) 地方創生 SDG s 官民連携プラットフォーム：SDG s を共通言語として、地域課題解決に取り組む官民の連携創出を支援することを目的として内閣府が設立した受け皿。(URL : future-city.jp/platform/)

県はいわば、SDG s 推進の“旗振り役”でありますので、積極的に情報交換や交流を通じ、連携しながら SDG s の推進を図っていきます。

5 実施時期

この指針は、令和2年3月1日から適用します。

6 東御市における SDG s 指標と事務・事業の推進（次頁）

国が示す「地方創生SDG s ローカル指標リスト」を基に、指標リストに準ずるもの、市レベルで類似するものを指標として設定し、推進を図ります。

注2)「信州 SDG s 推進プラットフォーム」…自治体、企業、団体、NPO、教育機関、研究機関など多様な主体が参画し、情報共有し、協働で課題解決に向け新たなアクションを創出するため、長野県が設立を予定している受け皿のこと。

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立と生活の安定	生活困窮者自立支援事業の就労支援による就業者数	24人	30人
	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	東御ブランドの確立と特産品の振興	農業生産額	1,962百万円 (H29)
農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生				担い手農家への利用集積面積	472ha (H30)	500ha

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	保健	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>	生涯を通じた健康増進の推進	健康寿命	男 80.18年 女 83.59年 (H26~28 平均値)	延伸
			地域医療体制の充実	常勤医師の確保	10人 (H30)	現状値維持
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	教育	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進	市内小中学校におけるコンピューター(タブレット)の導入率	0%	100%
			人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進	生涯学習受講者数	2,758人 (H29)	現状値維持

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェン ダー	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	より豊かな幼児教育・保育の実践	待機児童数	0人 (H30)	現状値維持
		<p>人権尊重・男女共同参画の推進</p>	地域役員への女性の参画割合	14.5% (H29)	20%	
 6 安全な水とトイレ を世界中に	水・ 衛生	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	身近な水環境の保全と活用	河川 BOD 平均値	0.84 mg/l (H29)	現状値維持
		水道水の安定供給	有収率	84.8% (H29)	85.3%	
		下水道事業の経営基盤の充実	水洗化率	92.4% (H29)	93.4%	

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネ ル ギー	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	地の利を活かした再生可能エネルギーの活用の推進	再生可能エネルギー発電量	140,383千kW/h (H29)	161,388千kW/h
				太陽光発電システムの導入	24,316kW (H29)	30,310kW
 8 働きがいも 経済成長も	経 済 成 長 と 雇 用	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	商工業の支援と育成	就業率	58.7% (H27)	60.0%
			観光拠点の整備と情報発信の強化	観光消費額	46.2億円 (H29暦年)	50.5億円

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>イン フラ、産 業化、 イノベ ーション</p>	<p>【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	<p>商工業の支援 と育成</p>	<p>製造品出 荷額等</p>	<p>1,272.5億円 (H28)</p>	<p>1,400億円</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>不 平 等</p>	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>	<p>人権尊重・男女 共同参画の推 進</p>	<p>市民向け 人権啓発 学習会、セ ミナーな どの開催 数</p>	<p>38回 (H30)</p>	<p>現状値維持</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>持 続 可 能 な 都 市</p>	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>	<p>公共交通の利 便性の向上</p>	<p>定時定路線 バス利用者 数 デマンド交 通利用者数</p>	<p>25,143人 31,019人 (H29)</p>	<p>現状値維持</p>
			<p>U・Iターン移 住者の誘導に よる定住の促 進</p>	<p>県外から の転入者 数</p>	<p>337人 (H29)</p>	<p>1,900人 (累計値)</p>

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
	持続 可能 な生 産と 消費	<p>【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>	ごみの適正処理と減量・資源化の推進	可燃ごみ排出量	4,368 t (H29)	3,639 t
				生ごみリサイクル処理量	140 t (H29)	877 t
	気候 変動	<p>【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	豊かな自然の継承と共生の実現	環境保全活動参加者数	4,661 人 (H29)	6,600 人

17のゴール		17のゴールと東御市行政の関係	「第2次東御市総合計画・後期基本計画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値(R5年度)
	海洋資源	<p>【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	身近な水環境の保全と活用	河川愛護活動実施区数	44区 (H30)	現状値維持
		<p>【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>				
	陸上資源	<p>【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生	耕作放棄地再生面積	33.7ha (H25からの累計)	50.0ha

17のゴール		17のゴールと 東御市行政の関係	「第2次東御 市総合計画・ 後期基本計 画」主要施策	指標		
				指標名	現状値	目標値 (R5年度)
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	地域防犯活動の推進	東御市内での犯罪の発生件数	90件 (H29)	80件
			虐待防止の推進	虐待認知件数	48件 (H29)	20件
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	実施手段	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	効果的で持続可能な行財政運営の推進	実質公債費率	6.8% (H29)	15%未満